

田奈小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定（平成30年1月31日改定）

（平成31年4月25日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「田奈小いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

管理職、人権福祉委員・児童支援専任・学年主任、養護教諭等
必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

・委員会の運営

「田奈小いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめを認知した際（疑いも含む）は、直ちに「田奈小いじめ防止対策委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

・委員会の活動内容

「田奈小いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) 未然防止

- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。
- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）を行う。
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- ・定期的な教育相談を実施する。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ・保護者、地域、関係機関と連携する。

(2) 早期発見

- ・打ち合わせ、学年研究会、職員会議、防止対策委員会にていじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、対策委員会が中心となり情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携を図りながら進める。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※担任教諭は、被害児童及び加害児童の人間関係を含む学校生活の様子を注視しながら、被害児童及び保護者が安心して学校生活が後れていることを3か月を目安に複数回、面

談等で確認する。

(5) 教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を行う。

(6) まち懇等の活用

いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

	取り組み内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認 引き継ぎ いじめ防止基本方針の共通確認	入学式、学校説明会、懇談会等で基本方針説明
5月	児童理解研修、 横浜プログラムアンケート①調査 中学校ブロック専任会①	家庭訪問 学・家・地連（基本方針説明） 地区懇談会「いじめ防止への地域の取組」をテーマに話し合い
6月	生活アンケート①実施、 指導の振り返りシート①	
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①）	まち懇① 保護者面談①
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 計画・取り組みの中間見直し	
9月	横浜プログラムアンケート②実施	
10月	中学校ブロック専任会② 児童理解研修	

11 月	生活アンケート②実施 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②） 学・家・地連（子ども会議取組発表）	
12 月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	保護者面談②
1 月		まち懇②
2 月		
3 月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	懇談会 学校説明会
年間	いじめ防止対策委員会（月 1 回・随時）	

4 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

・対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

・対策委員会は、学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し実施する。

・対策委員会は、田奈小いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）を行う。